

8月31日(月) 締切!

子育て世帯 臨時特例給付金の 申請はお済みですか?

問い合わせ 福祉課 ☎2148

8月31日(月)まで子育て世帯臨時特例給付金の申請を受け付けています。給付金を受給するには申請が必要です。

平成27年6月分の児童手当(特例給付を含む)を大竹市から受給する方に対し、ピンク色の封筒で市から申請書などを送付しています。まだ申請していない方は申請期間内に申請してください。

支給対象者

平成27年5月31日に大竹市に住民票がある方のうち、平成27年6月分の児童手当(特例給付を除く)の受給者および要件を満たす方

※ 児童手当の認定請求を行っていないなどの理由により、平成27年6月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得ますので、ご相談ください。

対象児童

支給対象者の平成27年6月分の児童手当(特例給付を除く)の対象となる児童を基本とします。

※ 6月1日以降に生まれた児童は対象外です。
※ 今年度は、臨時福祉給付金対象者および生活保護の被保護者も対象です。

公務員も申請書を福祉課へ

職場から証明済み申請書が交付されている公務員の方は、申請期間内に郵送または直接福祉課へ提出してください。

9月1日(火) 受付開始!

臨時福祉給付金の 申請書を送付します

問い合わせ 社会健康課 ☎2152

消費税率が8%へ引き上げられたことにより、所得の低い方への負担を軽減するため、昨年に引き続き臨時福祉給付金を支給します。

給付対象者

平成27年1月1日に大竹市に住民票がある方のうち、平成27年度の市民税が課税されない方

※ 市民税が課税されている方の扶養親族となっている方や生活保護制度の被保護者などは対象外です。

給付額

給付対象者1人につき 6千円
(平成27年10月から平成28年9月までの1年分)

申請手続き

8月中に、受給の可能性がある方がいる世帯に、申請書を送付します。

申請書には、給付金の対象となる可能性のある方の名前をあらかじめ印刷しています。内容を確認の上、申請書に印鑑を押してください。申請には、対象の方全員の本人確認書類(保険証や免許証など)のコピーの添付が必要です。申請書と本人確認書類のコピーを同封した返信用封筒に入れてポストに投函してください。(切手不要)

9月1日(火)から社会健康課(市役所2階)の窓口でも申請を受け付けます。

受付期間 9月1日(火)~平成28年2月29日(月)

受付時間 平日9時~16時

※ 窓口の混雑が予想されますので、できるだけ郵便による申請をお願いします。

給付金の受け取り

申請受付後、市で審査を行い支給決定となった場合、指定された口座に給付金を振り込みます。なお、振り込みは10月1日(木)以降となります。

	児童扶養手当	特別児童扶養手当
提出期間	8月3日(月)~8月31日(月)	8月11日(火)~9月10日(木)
持参するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○現況届 ○手当証書(手当を受給している方のみ) ○印鑑 ○16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 ○養育費などに関する申告書 ○生計維持方法等確認書 ○借家の場合、家賃を支払ったことが証明できるもの(領収書、預金通帳のコピーなど) ○平成27年度の課税台帳記載事項証明書(平成27年1月1日に大竹市に居住していなかった方のみ。同居している父母や兄弟も必要となります。) ○光熱水費を支払ったことが証明できるもの(領収書、検針票、預金通帳のコピーなど) <p>その他、必要に応じて書類の提出を依頼することがあります。</p> <p>※ 「一部支給停止適用除外事由届」(水色の用紙)が郵送されている方は、必要書類を添えて、現況届と一緒に提出してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○所得状況届 ○手当証書(手当を受給している方のみ) ○印鑑 ○16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 ○所得・世帯状況等確認同意書 ○平成27年度の課税台帳記載事項証明書(平成27年1月1日に大竹市に居住していなかった方のみ。同居している父母や兄弟も必要となります。) <p>その他、必要に応じて書類の提出を依頼することがあります。</p>



児童扶養手当・特別児童扶養手当の 現況届の提出をお忘れなく

児童扶養手当、または特別児童扶養手当を受けている方は、「現況届」または「所得状況届」を福祉課へ提出してください。(郵送不可)

あっても8月以降の手当の支給が停止されるので、必ず提出をお願いします。対象となる方には、あらかじめ届出用紙を郵送します。

問い合わせ 福祉課 ☎2148

玖波小学校の 位置が変わります

問い合わせ 総務学事課 ☎2184



安全な教育環境を確保するため、平成27年度から平成28年度にかけて玖波小学校校舎の建て替えを行います。

工事期間中は、児童の安全・安心の確保と工事期間短縮のため、平成27年9月から平成29年3月まで、玖波小学校(あすなろ児童クラブを含む)の位置を一時的に玖波中学校に移します。この期間中、玖波小学校の児童は玖波中学校に通学します。一部では通学路の変更がありますので、通勤の際などご配慮ください。

学校開放デー ~玖波小学校を一般開放します~

玖波小学校の建て替えにあわせて現在の校舎は解体します。解体の前に、次のとおり「学校開放デー」を開催します。

とき 8月16日(日) 9時~17時



※ 当日は一部の教室などを除き一般開放をします。なお、建物内は土足禁止となっています。上履き、靴袋をお持ちください。

